平成２４年（フ）第３９０号
千葉県八街市大木670番地247　サウスウィンズＶ204号
債務者　時田　勝男
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０２号
千葉県八街市文違301番地2704
債務者　糸井　幸一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１１号
千葉県四街道市四街道1521番地１　ハイツフィノＩ―102
債務者　鎌田　彩子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１３号
千葉県成田市並木町８番地２　1112号
債務者　高橋　和也
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８号
千葉県成田市玉造３丁目１番地　５棟103号
債務者　中嶋　　昇
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４３６号
静岡県裾野市御宿18番地
債務者　古田恵美子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１７７号
名古屋市港区築盛町76番地　ミクニハイツⅡ501号、従前の住所名古屋市港区浜２丁目１番５号　大昴ビル704号
債務者　角谷　早知（旧姓安谷屋）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
愛知県日進市浅田町森下11番地１　浅井マンション201
債務者　窪田由加理（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
愛知県豊田市梅坪町６丁目６番地４　パブリティー105号
債務者　竹下賀寿子（旧姓濱邊）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
滋賀県長浜市曽根町789番地
債務者　熊田　正代
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目１番６―19号
債務者　安養寺達也
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６６号
高知市神田1552番地５
債務者　佐竹　秀樹
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８１号
高知市高須２丁目１番37―５号　フォーブル田中201
債務者　松嶋　有沙
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８６号
高知市薊野中町33番32―２号
債務者　西川　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１０号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根794番地22　エステートピア八潮102号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１１号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根794番地22　エステートピア八潮102号
債務者　齋藤　勇希
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１２号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根794番地22　エステートピア八潮102号
債務者　齋藤　義希
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係